

道路管理行政における OJT の 取り組みについて

国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課

1. はじめに

北海道開発局では、現在、行政を担う人材を育成するために、OJT（On-the-Job Training）を取り入れており、公物管理のうち道路部門においても、北海道開発局が行う道路行政について実際に関わって貰い、また道路管理行政の担い手を育成するため、積極的に取り組んで来ているところです。

2. 道路管理実務に関するレクチャー及び実践

道路管理行政について初めて実務に携わる職員には、「道路とは」というところから順を追って説明をしないと、その内容が分からないことから、道路とは～供用開始まで～道路の活用、維持（道路占用、承認工事、道路損傷、特殊車両通行許可等）について、順を追って説明し、理解を深めてもらえるよう、OJT の取り組みを行っています。

(1) 道路区域・供用開始

OJT の対象者は、道路管理以外の業務を担当している方が多いということもあって、道路に関して基礎となる部分から説明を行っています。

道路の概念として、道路法によって整備し維持管理しているものと、道路法以外で固有の目的を満たすために整備している道路があるということ、具体的にどの様に維持管理しているかをイメージできるように、当局が所有する道路維持のための機械の写真を交えて説明しています。

次に、道路管理事務でよく使用する用語についての説明をします。

特に、起点と終点やLとRの考え方と、距離標（キロポスト）、上下線については、図面を用いて、視覚的に理解できるよう工夫をしています。

その他、道路本体と道路附属物や重複路線、路線の指定区間などの説明を加えた上で、本題である道路区域及び供用手続きについて説明しています。

この道路区域及び供用開始手続きは、道路法を適用させて道路として維持管理する範囲を明確させる手続きであ



<説明の際に使用した資料>

り、また、次の OJT の項目である道路

占用や承認工事、特殊車両通行許可等の行政手続きを行ううえで基礎となる部分であることを理解させた上で、図面や審査のポイントなどについて話をしています。

これらの説明後に、説明内容の理解を深めてもらうため、付近にある国道を歩き、説明した内容の理解を深めてもらいます。

普段よく見慣れた道路でも、OJT を受講者の多くは、「知らなかった。新たな発見をした。」との声を聞いています。

この OJT の項目を経て、身近にある道路について少しでも興味を持っていただけたかと思えます。



<国道 5 号の終点（札幌市）で路線について説明>

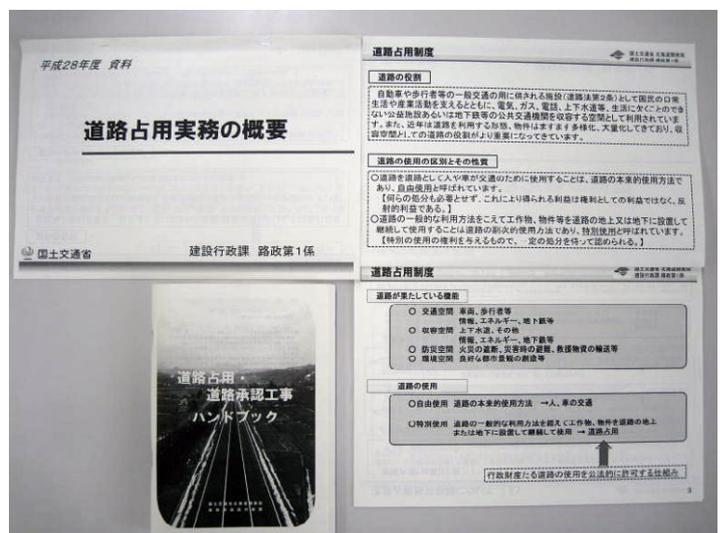
(2) 道路占用制度

道路に関する許認可、処分については様々な手続きがありますが、そのうち道路占用制度については、道路管理を担う業務のうち、多くの部分を占めており、関係する法令、通達が非常に多く、また、管理実務を経験していないと、本制度自体に触れることも少ないことから、本制度の概要について説明を行っているところです。

概要については、「道路占用実務の概要」として取りまとめている資料に基づき説明し、また、関係通達については、北海道開発局で作成しているハンドブック等を活用し、説明を行っています。

道路法及び道路占用制度の説明には、限定列挙、無余地性、基準適合性など、基本的な法令の説明を行うほか、占用入札制度（法第 39 条の 2～7）、占用制限（法第 37 条）、不法占用対策（法第 44 条の 2）など、昨今の道路法改正事項も意識的に取り入れ、道路行政の情勢を含めて理解して貰う内容としており、広く視野を持って貰えるよう、説明を心がけているところです。

また、道路行政と言えばやはり現地対応であるため、占用の事例として、一般国道 5 号における地下街占用（ポールタウン）、都市再生特別措置法に基づく道路占用制度の活用事例（札幌市大通りすわろうテラス）などについて、実際に現地



<説明の際に使用した資料>



<国道 36 号 地下街（札幌市）「ポールタウン」説明>

に赴き、説明を行うほか、とかく不法占用の事例となりやすい、突出看板の占用事例などについても説明を行っています。

このほか、本局における道路占用に関する実務や、各事業者を集めて開催している道路占用システムに関する会議の場に参加してもらい、その内容を聞き取り議事録を作成するなど、当局における具体的な実務にも関わって貰い、実際の実務についても経験を行わせているところです。

受講された職員からは、日頃なにげに通っている場所でも、占用の概念を聞いてから現地を歩くのでは、これまで



<道路占用システム利用促進連絡会開催の様子>



<国道 36 号 特例占用（札幌市）
「すわろうテラス」説明>

の見方が変わった、こんなところに道路行政が関わっていたのかなど、非常に興味を持って受講されています。

(3) 特殊車両通行許可

特殊車両通行許可（特車）は、「道路構造の保全」と「道路交通の危険防止」を目的とした道路管理事務ですが、セミトレーラなどの大型車両や橋梁などの道路構造物に関する技術的知識が必要であり、実務担当者からも難しいとの声が聞かれる中で、制度利用者の多くが物流・運送業者など一般の方であることから問合せも多く、担当者には制度内容の迅速且つ深い理解とわかりやすい説明が求められています。

そこでこの OJT では、まず「なぜ、道路の通行に許可が必要となるのか」から始め、「日本の道路構造や自家用車と大型車両の諸元比較」「大型車両の通行によって老朽化が指摘されている道路への影響」などに触れながら、特車制度の必要性や車両制限令など各種法令の基礎的知識の理解を目指しています。

その後、平成 27 年度から審査体制を集約一元化した札幌開発建設部の審査窓口や現地取締りの見学も取り入れて、現場の臨場感と仕事へのイメージをより一層感じてもらうことで、受講した職員の記憶に残る OJT を目指しています。



<札幌開発建設部による特殊車両の審査に係る説明の様子>

3. OJT 後、実際に実務を担っている職員からのコメント

私は、平成 26 年に建設行政課で OJT を受講し、今年の 4 月から同じ建設行政課に配属され、現在、道路の区域変更・供用開始に関する業務を行っています。

管理業務では、専門的な知識が必要となりますが、OJT で道路の区域決定から供用開始の官報告示掲載に至る過程を経験し、実際の審査書類や図面を見ていた事もある程度は道路管理行政の基本的な知識・考え方も理解できていたおかげで、初めて携わる業務にも比較的取り組みやすかったです。

また、OJT を受講していた自分自身も新規採用者の OJT 受講者に説明する機会もあり、自分が受講した時の経験を基に、いかにわかりやすく、そして管理業務に興味を持ってもらえるような説明をするよう心掛けております。

4. 最後に

道路管理行政は、道路がある限り続くものであり、また、昨今は道路法の改正も頻繁に行われ、常に新しい知識が必要となる状況であることから、これを担う若手職員の育成は、非常に重要なことだと考えています。

一方、OJT の指導に当たる側としても、受講された職員が関心を持ち聞いてもらい、業務に取り組んでもらえることで、指導する側としての力をつけるだけでなく、若い力と共に、新たな気持ちで業務に当たることができます。

今後とも、次世代の道路管理行政の担い手育成に取り組んでいきます。